

住宅の防犯上のチェックポイント

生活安全担当

1 戸建住宅のチェックポイント

(1) 囲 障

- 周囲から見通しを妨げない形状であるか。
- 植栽が、見通しを妨げていないか。
- 周囲に足場となるものを置いていないか。

(2) 門 扉

- 門扉が設置されているか。
- 門扉に施錠設備があるか。
- カメラ付きドアホンが設置されているか。
(設置されていることが望ましい。)

(3) 玄関ドア

- 頑丈な材質であるか。
- ピッキング等に強い錠が2つ以上取り付けられているか。
- 補助錠が取り付けられているか。
- サムターン回し防止対策が施されているか。
- 主錠は、「防犯性能の高い建物物品」の錠であるか。
(そのような錠であることが望ましい。)
- ガードプレートが設置されているか。
- ドアチェーン、取り外しが困難なドアスコープが設置されているか。
- 明り取り用ガラスは、破られても手を差し込めない構造になっているか。

(4) 窓

掃き出し窓

- 鍵付きクレセントが設置されているか。
- 補助錠が設置されているか。
- ガラスは「防犯性能の高い建物部品」の防犯ガラスであるか。
(そのような窓であることが望ましい。)
- 「防犯性能の高い建物部品」のシャッター等が設置されているか。
(そのようなシャッター等であることが望ましい。)

その他の窓

- 鍵付きクレセントが設置されているか。
- 補助錠が設置されているか。
- ガラスは「防犯性能の高い建物部品」の防犯ガラスであるか。
(そのようなガラスであることが望ましい。)

「防犯性能の高い建物部品」の面格子が設置されているか。
(そのような面格子であることが望ましい。)

ルーバー窓には内側に面格子が設置されているか。
(設置されていることが望ましい。)

(5) ベランダ

手すり、腰壁は、周囲からの見通しを妨げない形状であるか。

とい、手すり等を利用した侵入の防止に配慮されているか。

2 アパート・マンションのチェックポイント

(1) 外 周

周囲からの見通しを妨げない形状であるか。

植栽が、見通しを妨げないか。

周囲に足場となるものを置いていないか。

(2) 共同玄関

周辺若しくは管理人室からの見通しが確保されているか。

訪問者と通話可能なオートロックシステムが導入されているか。

内側で50ルクス、外側で20ルクス程度の明るさが確保されているか。

50ルクスとは、「10m先の人の顔、行動が明確に認識でき、誰であるか明確に分かる程度の照度」

20ルクスとは、「10m先の人の顔、行動が認識でき、誰であるか分かる程度の照度」

(3) その他の出入口

周辺若しくは管理人室からの見通しが確保されているか、または、防犯カメラが設置されているか。

自動施錠装置が設置されているか。
(設置されていることが望ましい。)

(4) 玄関ホール等

玄関ホール

50ルクス程度の明るさが確保されているか。

メールボックスは、施錠可能なもので壁貫通式か。
(そのようなものであることが望ましい。)

エレベーターホール

共用廊下、管理人室等からの見通しが確保されているか。

接地階で50ルクス、その他の階で20ルクス程度の明るさが確保されているか。
共用廊下

死角がない構造であるか、または、防犯カメラが設置されているか。

20ルクス程度の明るさが確保されているか。

(5) エレベーター

- 外部からかご内を見渡せる窓が設置されているか。
- かご内に防犯カメラが設置されているか。
- かご内に外部と通話できる非常通報装置が設置されているか。

(6) 屋上

- 屋上に通じる出入口に扉と施錠設備が設置されているか。
- 乗り越えができないフェンス等が設置されているか。

(7) 避難階段

- 接地階に、扉と施錠設備が設置されているか。
- 電柱等と接近し、周囲から侵入が予想される箇所には、冊等の侵入防止の措置がとられているか。

(8) 各住戸の玄関ドア

- 頑丈な材質であるか。
- ピッキング等に強い錠が2つ以上取り付けられているか。
- 補助錠が取り付けられているか。
- サムターン回し防止対策が施されているか。
- 主錠は、「防犯性能の高い建物部品」の錠であるか。
(そのような錠であることが望ましい。)
- ガードプレートが設置されているか。
- ドアチェーン。取り外し困難なドアスコープが設置されているか。
- カメラ付きドアホンが設置されているか。
(設置されていることが望ましい。)
- 郵便受け口が設置されている場合、内部に頑丈な郵便受け箱が設置されているか。

(9) 窓

共通

- 鍵付きクレセントが設置されているか。
 - 補助錠が設置されているか。
 - ガラスは、「防犯性能が高い建物部品」の防犯ガラスであるか。
(そのようなガラスであることが望ましい。)
- 共用廊下と接する窓
- 「防犯性能の高い建物部品」の面格子が設置されているか。
(そのような面格子であることが望ましい。)

防犯性能の高い建物部品とは？

官民合同会議では、「建物部品の防犯性能とは、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して建物部品が有する抵抗力をいうものとする。」としています。

同会議では、15年度中における試験の結果に基づき、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品を「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載し、公表しました。

目録についての詳細は警察庁ホームページ <http://www.npa.go.jp/safetylife/> をご覧ください。